

【100】河川と刑法

不特定多数の一般市民に害を及ぼす重大犯罪として、現在の刑法では、「放火及び失火の罪」、「出水及び水利に関する罪」、「往来を妨害する罪」というのが規定されています。

放火や電車の転覆などはなるほどと思いますが、出水や水利に関する罪なんてどんなことなのかと不思議に思われるかも知れません。

それは刑法の条文を見るとわかります。

第 119 条 出水させて現に人が住居に使用し又は人がいる建造物、汽車、電車又は鉞抗を侵害した者は、死刑又は無期懲役若しくは三年以上の懲役に処する。

これでは、出水の具体的内容がよくわかりませんが、先の方の条文に、

第 123 条 堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他水利の妨害となるべき行為又は出水させるべき行為をしたものは、三年以上の懲役若しくは禁固または 20 万円以下の罰金に処する。

とありますから、堤防や水門を壊して水利用の妨害をしたり、出水を生じさせたりすることが犯罪となり、さらに出水の結果が重大であるときは、死刑を含む厳罰に処すると謳われているわけです。さらに、

第 121 条 水害の際に、水防用の物を隠匿し、若しくは破壊し、又はその他の方法により水防を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

と水防作業の妨害を罰する条文があります。

さて、以上の説明に出てくるような事件や犯罪が今日存在するでしょうか。筆者の数十年にわたる河川関係の職業人生で聞いたことがありません。

これらの条文の原形は明治 40 年の刑法に当初からあったようですから、その当時の河川の出水や水利をめぐる社会状況を現代に伝える歴史的な遺産なのです。

河川改修が不十分だった時代のこととして、洪水時に河川沿いの村々では、我が村を助けるために決死の覚悟で対岸へ泳いでゆき対岸の堤防を切るとか、風雨の中、巨大な凧を揚げて対岸の堤防の上に落として堤防を引っかき壊そうとしたという話が伝えられています。他の村の水防活動を妨害するようなこともあったでしょう。そういう事件が頻発していたので、これを犯罪として取り締まる法律が出来たのです。

一方、渇水時には水争いというのは全国何処でもあった話ですから、状況が悪化すれば河川や用水路の堤防や水門を壊すということもあったのでしょう。水争いが暴動化し、軍隊が出動したという事もありました。

松田芳夫の「河川こぼれ話」

治水事業、水資源開発事業、農業水利事業の進歩により、このような悲劇は無くなりましたが、刑法という法律にかつての記憶が残されているのです。

それに対し、放火や交通機関への破壊行為は遺憾ながら現在多数発生していますが、世界が不安定になりテロ横行の時代になると治水施設のダムや水門が標的になるのではと心配になります。